

地層処分事業と地域振興プランについて

平成20年9月8日

地域振興構想研究会

目 次

	頁
1 . はじめに	1
2 . 処分事業と地域振興の必要性	2
3 . 処分事業が地域にもたらすメリット	4
4 . 地域振興プランの実例の提示	9
5 . 相互理解促進活動への展開について	20
6 . 地域での取組について	21
7 . おわりに	24
地域振興研究会 委員名簿	25
地域振興研究会 審議経過	26
参考資料	27
地域振興プランの実例集（別冊）	

地域振興構想研究会報告書

「地層処分事業と地域振興プランについて」のポイント

処分事業と地域振興の必要性

- 高レベル放射性廃棄物等の処分事業は、我が国のエネルギー政策を推進していく上で、避けては通れない最重要課題の一つ。
- 処分事業の基盤となる地域が将来にわたって発展することにより、長期間、安定的に事業を進めることが可能。したがって、処分事業がもたらす直接的なメリットを超えて地域との共生関係を築き、あわせて、地域の自律的な発展につながるよう、地域振興を図ることが重要。
- 処分事業の推進と地域振興は、相互に良い影響を与え合う表裏一体のものとしてセットで考えるべきもの。

処分事業が地域にもたらす直接的なメリット

- 処分施設の建設・操業に伴い、固定資産税が約 1,600 億円に及ぶ他、地元発注や雇用増加など様々な経済波及効果。
- 文献調査段階の交付金（10 億円/年）を含め、交付金の意義を整理するとともに、事業全体の交付金制度の検討が必要。
- NUMO の地域共生方策を活用（本社の地域への移転、地元雇用創出等）。

地域振興プランの実例の提示

- 地域の将来の絵姿は、地域が主体的に検討するものではあるが、発展の姿を描くことは必ずしも容易ではない。地域が主体的に地域振興プランを立案する際の参考として活用できるように、選択肢が豊富にある単品メニュー的に地域振興の実例を数多く収集。フランスや韓国などの海外の処分事業に関する地域振興の実例も収集。実現に向けては、他省庁等との連携も重要。
- 地域振興プランとして、高齢化社会を迎え地域ニーズの高い医療・福祉、地域の身近な産業である農林水産業、エネルギー関連産業、処分事業の特徴である地下を活用した事業等、16 テーマに基づき、約 160 の実例を提示。
- 処分事業が行われる地域だけではなく、周辺市町村や広く都道府県全域に及ぶものも視野。相互に関連するテーマを組み合わせ、広域的な展開を図ることも可能。

相互理解促進活動への展開

- 処分事業と地域振興について、分かりやすい広報素材を作成し、広く国民全般や関係住民への相互理解促進活動を展開。
- 具体的な動きが顕在化した場合には、処分事業や地域振興について、自治体や当該住民が参画し、主体的に検討・実行するための仕組み作りが重要。

1．はじめに

原子力を活用して国民生活や産業活動を営んでいる日本国民にとって、高レベル放射性廃棄物等の処分事業は、必ず実行しなければならないものである。この事業は、調査・建設・操業・閉鎖等の各段階から構成され、100 年以上もの長い時間を要する。

このように長期間にわたる処分事業を行う地域にとっては、事業と地域とが長期にわたって相互に良い影響を与えながら、発展していくことが重要である。このような地域振興の観点に立って、国の電源三法交付金や原子力発電環境整備機構(NUMO)の地域共生方策等が用意されている。しかし、地域にとっては、交付金や方策をどのように地域振興に役立てるかを検討することは必ずしも容易ではない。このため、国、NUMO には、電気事業者の協力を得ながら、地域が交付金等を活用しつつ事業との共生により発展する姿を提示することにより、地域が主体的に検討できるよう協力することが求められる。その際、事業が行われる地域だけではなく、周辺市町村や広く都道府県全域に及ぶ広い意味での地域振興の絵姿を打ち出すことができれば、処分事業の受容性は、より高いものとなる。

こうしたことから、総合資源エネルギー調査会原子力部会放射性廃棄物小委員会報告書中間取りまとめ「最終処分事業を推進するための取組の強化策について」(平成 19 年 11 月)においては、上述の検討を行う「地域振興構想研究会」(資源エネルギー庁電力・ガス事業部長の研究会)の設置が提案された。本研究会では、地域振興専門家、地方行政経験者や学識経験者等の有識者が、幅広く意見交換を行い、処分事業と共生する広い意味での地域振興の絵姿を地域振興プランの実例集として提示するとともに、その活用方法に関する提言を行うこととした。

本報告書は、平成 20 年 5 月から 9 月まで 3 回にわたる本研究会での検討結果等を踏まえ、提言としてとりまとめたものである。なお、報告書中で示した「研究会での委員発言」は、委員個人の発言例であり、報告書をまとめる際に参考としたものである。

2．処分事業と地域振興の必要性

(1) 処分事業の重要性

原子力の推進は、エネルギー安全保障の確立と地球環境問題の解決を一体的に実現する上で要となるものである。したがって、原子力の利用に伴って発生する高レベル放射性廃棄物等の処分事業は、国のエネルギー政策を推進していく上で避けては通れない最重要課題の一つである。

また、我が国におけるこれまでの原子力発電に伴って発生した使用済燃料を高レベル放射性廃棄物（ガラス固化体）に換算すると、平成19年末現在で、約21,300本となる。「特定放射性廃棄物の最終処分に関する計画」（平成20年3月閣議決定）においては、施設規模4万本以上の処分施設（当面1ヶ所）において、平成40年代後半を目途に処分を開始するものとしており、調査や建設に要する期間を考慮すると、その処分は差し迫った課題と言える（参考1、参考6参照）。

さらに、原子力による発電は、国民全般に利益をもたらすものであることから、高レベル放射性廃棄物等の処分事業をどこでどのように行うかは、国民一人一人が考えるべき問題である。

現在、処分事業に関心を有する地域はあるものの、文献調査を開始するまでには至っていない。このため、放射性廃棄物小委員会で取りまとめられた処分事業を推進するための強化策を踏まえ、NUMOや電気事業者等と連携しながら、国が前面に立って国民全般や関係する地域との相互理解を促進していくことが重要である。

(2) 地域振興の必要性

処分事業は、原子力が、電気の供給を通じて国民全般に利益をもたらした結果、必要となるものであるという点で、極めて公共性が高い事業である。また、調査・建設・

操業・閉鎖等の各段階から構成され、100年以上の極めて長い時間を要する事業である。

処分事業の基盤となる地域が将来にわたって発展することにより、長期間、安定的に処分事業を進めることができる。したがって、処分事業は、地域との共生関係を築き、あわせて、地域の自律的な発展、関係住民の生活水準の向上や地域の活性化につながるものであることが重要である。処分事業の推進と地域振興は、相互に良い影響を与え合う表裏一体のものとしてセットで考えるべきものといえる。

その際、処分事業が行われる地域だけではなく、周辺市町村や広く都道府県全域に及ぶ広い意味での地域振興のあるべき姿を検討することが求められる。これにより、処分事業は、より広い地域において、共生関係を有しつつ安定的に継続することができる。

処分事業の実施には、経済波及効果が内在している。また、国の電源三法交付金やNUMOの地域共生方策等を活用することもできる。これらが、上に述べたような地域振興に実質的な意味で貢献することが期待される。しかし、地域にとってこれらをどう活用するかを検討することは、必ずしも容易ではない場合がある。そのため、国、NUMOは、電気事業者の協力を得ながら、これら経済的メリットを活用した地域振興のあり方について検討が進むよう、地域を支援する必要がある。

【研究会での委員発言】

・ 処分施設の立地は、アメとムチという考え方の行政ではだめ。処分場の対価として地域振興を行うというフレームワークでは、地域にも誇りがあるから、おそらく反対する。地域振興と処分場建設は2つとも目的であり、それは対立構造ではないし、対立するものでなくセットであるというようなフレームワークづくりをしないとイケないのではないか。

3．処分事業が地域にもたらすメリット

(1) 処分事業に係る経済波及効果

処分施設は、土木・建築を始めとする様々な技術を集約して建設され、相当な規模を有する。例えば、高レベル放射性廃棄物を4万本処分する場合には、地下施設の大きさは、約3km×約2km、処分坑道の延長は、約250kmにも及ぶ(結晶質岩、深度1000mの仕様の一例)。また、建設・操業に伴う費用は、約1兆6千億円と見積もられている。

このような処分施設の建設・操業に伴い、市町村の直接的な財政収入となる固定資産税も約1,600億円にも及ぶ。また、地元発注や雇用増加などの様々な経済波及効果が地域に見込まれる。NUMOの試算によると、処分施設の建設・操業に伴い想定される経済波及効果は、以下のとおりである(参考7参照)。

【処分事業の経済波及効果】

固定資産税収	累計額	約1,600億円(約27億円/年)
地元発注額等	累計額	約7,400億円(約123億円/年)
生産誘発効果	累計額	約1.7兆円(約275億円/年)
雇用誘発効果	累計人数	延約13万人(約2,200人/年)

注) 高レベル放射性廃棄物処分施設規模4万本の場合の試算値

【研究会での委員発言】

・この施設が来ることそのものが、企業誘致の1つではないかという感じがある。柏崎では、原子力発電所の建設当時はピーク1万人が働いていた。今でも、4,000人前後ぐらい。そのうちの七、八割は地元だろう。3,000人、4,000人の人が働く場所、雇用の場所を企業誘致するといったら、並大抵じゃない。大変な雇用の場所。(中略)個人的な意見だが、価値観が変わり、いつか頼むからうちこういう施設を持ってくれという分水嶺が必ずあると思う。

(2)電源三法交付金による支援措置

電源三法交付金制度について

電源三法交付金制度は、発電用施設の設置及び運転の円滑化を図るために、「電源開発促進税法」、「特別会計に関する法律」及び「発電用施設周辺地域整備法」に基づいて整備された交付金等の制度である。火力、水力、原子力発電用施設や、原子力発電関連施設が対象となっている。制度の仕組みを述べれば、電力会社から販売電力量に応じて税金を徴収し（電源開発促進税法）これを歳入とする特別会計を設ける（特別会計に関する法律）。この特別会計から発電所等の発電用施設が設置される地点の周辺地域において、道路、港湾、漁港、都市公園、水道等の公共用施設を整備する費用に充てるため地方公共団体に交付金を交付するものである（発電用施設周辺地域整備法）。

電源三法交付金制度は、電源開発によって便益を受ける電力消費者の負担によって、電気を供給する発電用施設周辺地域の振興や地元住民の福祉の向上を図るためのものである。発電用施設を建設することにより、電気を通じて消費者が受ける利益を地元還元するひとつの手段である（参考8参照）。

市町村又は都道府県は、交付金を利用する事業計画をたてて、毎年度国に交付申請を行い、国の交付決定通知をもって事業を行う。事業終了後、国が確定検査を行い、事業に要した費用に応じて、交付金を交付する。また、国の通常の補助金等と同様に、各種法令（補助金適正化法等）の規制を受ける。

処分事業の交付金

高レベル放射性廃棄物等の処分事業も、他の発電用施設と同様に調査段階から電源三法交付金制度の対象となっている。

地域振興や住民の利便性向上の支援等に資する交付金としては、電源立地地域対

策交付金が措置されている。文献調査段階では、単年度交付限度額 10 億円（調査期間の限度額 20 億円）、概要調査段階では、単年度交付限度額 20 億円（調査期間の限度額 70 億円）が制度化されている。調査の対象となる市町村には、このうち少なくとも 1 / 2 以上が交付されることになっており、残りは都道府県（又は都道府県を通じて隣接市町村）に交付される（参考 7 参照）。

また、都道府県向けの特別交付金としては、原子力発電施設等立地地域特別交付金が措置されており、原子力発電施設等の設置及び運転の円滑化のために交付金を交付することが特に必要な都道府県に、原則として 25 億円（年間限度額 12.5 億円）が交付される。その他、地域振興や産業振興に資する補助金等も制度化されている。

【現行の処分事業に係る交付金制度 精密調査段階以降は今後制度化】

電源立地地域対策交付金(初期対策交付金相当) [地域活性化事業、産業振興 等] 文献調査: 10 億円 / 年(期間限度額 20 億円) 概要調査: 20 億円 / 年(期間限度額 70 億円)	市町村、都道府県 (周辺市町村を含む) 向け
原子力発電施設等立地地域特別交付金 [地域活性化事業、産業振興 等] 原則 25 億円(年間限度額 12.5 億円)	都道府県向け
電源地域振興促進事業費補助金 電源地域産業育成支援補助金 [研修事業、企業誘致支援 等]	企業向け 等
電源地域振興指導事業 [地域振興ビジョン策定支援、コンサルティング 等]	地域全般向け
広報・安全等対策交付金 [原子力広報施設整備事業 等]	都道府県向け

処分事業全体に係る交付金制度については、事業の進展に応じて今後制度化が行われる予定である。その際、国においては、原子力発電所や再処理施設に係る交付金額を見据えつつ、処分事業の重要性、施設の規模等を考慮に入れながら検討を行うことが必要である。

【研究会での委員発言】

・地域に電源三法交付金が交付されるが、交付金の趣旨等については、地域の人にはちゃんと分かってもらわないといけない。地域振興プランのメニューを提示するときも、これは単に案で、最後は地域の方々が決めるんだということはきちりしておかないといけない。

海外の例

海外においても、処分事業が行われる地域への交付金制度を有する例がある。米国では、放射性廃棄物政策法により、処分場立地を受け入れた州に対して、年間1,000～2,000万ドル（約11～22億円）の用途を制限しない資金（3分の1は地方自治体に配分）の提供等の財政措置が規定されている。

フランスでは、放射性廃棄物等管理計画法により、地下研究所または地層処分場の区域のある県に公益事業共同体（G I P）を設置し、原子力施設に課税される税収の一部を割り当てて、地域振興等の活動を行うことが規定されている（2007年予算は、ビュール地下研究所が存在する2つの県のG I Pに対して、それぞれ約2,000万ユーロ（約32億円））。

韓国では、中・低レベル放射性廃棄物の処分事業の例であるが、特別法により、処分場を受け入れた自治体への特別支援金3,000億ウォン（約300億円）の交付及び事業者が徴収した廃棄物搬入手数料の一部配分、原子力発電事業者（韓国水力原子力株式会社）の本社の移転等を規定している。

注）公益事業共同体（G I P）：地下研究所または地層処分場の周辺区域などにおける国土整備及び経済開発事業の自県内での推進等を目的とした公的な組織で、G I Pに交付される助成金を用いた地域振興事業等を行う。G I Pの構成メンバーとしては、国、事業者に加えて、施設のある地域圏、県、周辺市町村が加入できることが法律で規定されている。

(3) NUMOによる地域共生方策等

NUMOは、処分事業の実施主体である。その立場から、自らの事業が、その受入れを決めた地域の発展につながることによって、はじめて長期にわたって地域とともに事業を遂行できることを確信し、地域との共生を基本姿勢としている。

このため、NUMOは、以下のような地域共生方策を考えており、これらを事業の進展に応じて、充実するように展開する方針をとっている。

事業活動本拠の地域への移転

地域における雇用の促進及び地域企業の活用

事業機会の創出及び企業の育成

事業ノウハウ等の移転の推進

4．地域振興プランの実例の提示

処分事業は、調査・建設・操業・閉鎖等の各段階から構成され、100年以上もの長期間にわたる事業である。処分施設が建設される地点は、「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」に基づき、文献調査、概要調査、精密調査を経て、選定される仕組みである。(参考6参照)。

処分事業が地域にもたらすメリットを活用して発展する地域の将来の絵姿は、地域の特性、ニーズを踏まえて、あくまで当該地域が主体的に検討すべきものである。しかし、様々なメリットを組み合わせ、広い意味での地域の発展の姿、地域振興プランを描くことは、必ずしも容易ではない。それを、国やNUMOが、電気事業者の協力を得て地域に示すことは、重要な参考となり得ると考えられる。その意味で、地域が主体的に地域振興プランを立案する際の参考として活用できるような実例を提示することが有効である。このため、本研究会では、選択肢が豊富にある、いわばカフェテリアの単品メニュー的なものを地域振興プランの実例集として用意することとした。

また、文献調査、概要調査、精密調査の3段階の調査は、処分事業を進めていくために不可欠なものであり、処分事業を構成する重要な位置づけを持つものである。そのため、調査段階から交付金制度を用意し、調査を受け入れる地域の振興を図ることが必要である。調査を行った地域は、最終的にも処分事業の立地地域となることが期待される。しかし、調査等の結果により、処分施設の立地地点に適さないとの結論となる地域もあり得ることを想定しておかなければならない。その意味で、調査段階の交付金を活用した地域振興プランを検討するに際しては、調査に要する期間を考慮することが必要になる場合もある。

したがって、本書では、処分事業全体を通じた地域振興プラン、調査段階の地域振興プランに分けて、検討を行うこととする。

4.1 処分事業全体を通じた地域振興プラン

(1) 地域振興プランのニーズ

地域振興プランの実例を参考にすることによって充足される可能性のある地域のニーズとしては、行政サービスの改善、住民生活の向上、地域の人口維持・拡大、地域の産業の発展等がある。それらの中から、概ねどのような地域でも共通的に求められている地域振興の重要な要素として、以下の3つの分野を抽出した。

行政サービス・生活基盤関連

地域振興の主体の一つは行政であり、行政自体の健全な運営とともに、行政サービスの民間開放による民需拡大が地域振興に有効である。また、地域生活者の満足と地域外からの移住者を誘導するため、生活環境の充実が不可欠である。

医療・福祉関連

地域での人口を維持し拡大するためには、医療・福祉の充実によって、安心して生活できる環境を整備することが重要である。また、他所から安心して移住できるために、医療・福祉面の不安がない地域にすることが不可欠である。

産業関連

地域が活性化するために、就労機会を確保し、人口の流出を防ぎ、その地域への移住を促進することが重要である。地域内の産業の活性化策と、企業・研究所の外部からの誘致などによって、就労機会を増加させることが重要である。

(2) 地域振興プランのメニュー

処分事業全体を通じた地域振興プランとして、絵に描いた餅ではなく、現実性も踏まえたプランとして地域が受け止められるように、上記(1)の分野ごとに参考となる現実の実例を数多く収集した。実例の収集にあたっては、処分事業の重要性や特性等

を踏まえて、以下の視点・キーワードに基づき、交付金や補助金等を活用した国内の地域振興の実例、海外の処分事業に関連する地域振興の実例等を対象に、ハード事業、ソフト事業を含めて整理を行った。

- ・当該地域が「誇り」をもてるもの
- ・インフラ整備、医療・福祉サービスの向上など地域住民全体が恩恵を受けるもの
- ・教育・人材育成や子育てなど、地域の将来の発展につながるもの
- ・文化交流やスポーツ、芸術などで、町を活性化させるもの
- ・自然保護や環境問題に関連し、地球環境問題に貢献できるもの
- ・農林水産業など、地域に根ざした産業・資源を活力として、地域の発展を目指したものの
- ・処分場立地地域という特性（地質の安定性等）を活かしたもの
- ・最先端技術、オンリーワンを目指したもの
- ・雇用効果や経済波及効果により、持続的な発展が見込まれるもの
- ・国際交流を目指したもの
- ・周辺市町村や都道府県を含めた広域的な発展が見込まれるもの 等

また、地域振興プランのメニューの中には、「エネルギー産業との共生を目指したまち」など、事業が行われる地域だけではなく、周辺市町村や広く都道府県全域に及ぶテーマも視野に入れている。関連地域には、このような広域にわたるテーマを当てはめることも可能であるし、また、相互に関連・補完するテーマを組み合わせ、広域的な地域振興の展開を図ることも可能である。

処分事業全体を通じた地域振興プランのメニューを以下に示す（地域振興プランの具体的事例については、「処分事業全体を通じた地域振興プラン事例集」編を参照）。

【処分事業全体を通じた地域振興プランのメニュー】

行政サービス・生活基盤関連

行政サービスの行き届いたまち
教育・スポーツ・文化のまち
子供を育て易いまち
循環型で環境にやさしいまち
交通利便性の高いまち
国際交流で発展するまち

医療・福祉関連

福祉と健康増進のまち
最先端の機能を備えた医療機関の
整備されたまち

産業関連

農林水産業を中心としたまち
エネルギー産業との共生を目指したまち
地場産業による地域おこしで活性化するまち
地下事業で発展するまち
観光で発展するまち
中心市街地の再生によるにぎわいのまち
企業・研究所誘致で活性化するまち
新産業を創出するまち

(3)地域振興プランのテーマ例

上記(2)に示した計16個の地域振興プランのテーマの中から、高齢化社会を迎え地域ニーズの高い医療・福祉、地域の身近な産業である農林水産業、エネルギー関連産業、処分事業の特徴である地下を活用した事業に係る地域振興プランのテーマ例及びその実例として、以下の4つを紹介する。

最先端の機能を備えた医療機関の整備されたまち

例えば、MRI（磁気共鳴診断装置）やリウマチセンターなど、最先端の機能を備えた高度な医療機関を整備し、地域住民の健康と福祉の向上を図るもの。地域外からの退職者などの移住を促進するとともに、医療・福祉産業の拠点形成により、新たな就労機会の増加にもつながる（参考実例：上越地域医療センター病院MRI整備事業）。

農林水産業を中心としたまち

地域に根ざした産業としての農林水産業と一体となった発展を目指したもの。農産物の大規模栽培や水産物の陸上養殖など一次産業の高度化、生産物のブランド化などの高付加価値化を促進し、地域の振興を図る。また、観光と連携することにより、地域外からの観光客を呼び込み、観光産業の発展につなげることも考えられる（参考事例：生鮮トマトの大規模栽培）。

エネルギー産業との共生を目指したまち

エネルギー関連産業である高レベル放射性廃棄物等の処分事業とともに、新エネルギーや省エネルギーなどの各種エネルギーに関連する産業を育成・展開し、エネルギー関連産業を強みとしたまちづくりを目指す。産官学の連携や各地でのエネルギー拠点化などを展開することにより、周辺市町村や広く都道府県全域に及ぶ広域的な展開を図っていくことも考えられる（参考事例：エネルギー基幹都市構想に基づく地元雇用創出に向けた複合事業）。

地下事業で発展するまち

高レベル放射性廃棄物等の処分事業は、地下に関係する技術を集約したものであることから、地下に関係する技術開発拠点を展開することなどにより、地域の発展を目指す。また、恒温性、恒湿性、耐震安全性等の地下の特性を活かして、地下データセンター等の事業を展開することにより、地域の発展を目指していくことも考えられる（参考事例：地下データベースセンター）。

(4) 海外の地域振興プランの実例

海外においても、地下研究所や処分場が設置されている地域において、地域振興に取り組まれている。ここでは、フランスと韓国の実例を代表として取り上げ、紹介する。

フランスでは、地下研究所または地層処分場が設置される地域の地域振興として、

前述の公益事業共同体（G I P）による取組と廃棄物発生者による取組とがある。G I Pによる取組としては、歴史的建造物の修復事業、道路整備、上下水道整備等が行われている。また、廃棄物発生者による取組としては、地元の雇用創出につながる事業の実施という地域の要望に沿って、地域を将来のエネルギー基幹都市と位置づけた地域振興を計画している（参考事例：エネルギー基幹都市構想に基づく地元雇用創出に向けた複合事業（再掲））。

韓国では、中低レベル放射性廃棄物処分場誘致地域に、陽子加速器事業を一体として誘致し、現在建設中である。陽子加速器は、国家プロジェクトとして、生物学、宇宙、医療等の様々な分野での研究を実施するとともに、波及効果として、科学技術、研究、産業の中核地域を形成し地域の発展に寄与する（参考事例：陽子加速器事業の誘致）。

上越地域医療センター病院MRI整備事業(新潟県上越市)

事業内容

病気の早期発見、早期治療による市民の健康回復と地域医療サービスの充実・向上を図るとともに、地域の中核病院として診療所や他病院との連携を強化するため、磁気共鳴診断装置(MRI)を新たに整備した。

- MRI本体整備 N = 1基
- MRI室内部改造工事(シールド工事、医療ガス設備工事等) N = 1式
- MRI室内部改造工事設計監理委託 N = 1式

事業成果

本事業を実施したことにより、MRIを設置していない他病院及び診療所から患者紹介があり、病診連携・病病連携が促進され、地域住民へ質の高い医療サービスを提供できるようになった。(グラフ1)

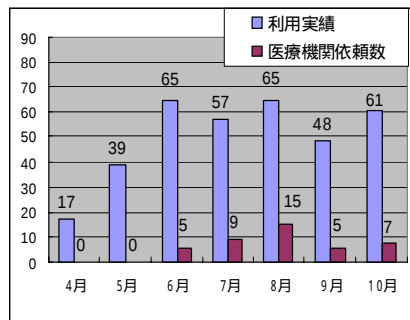
また、19年度(4月～10月計)は過去4年間の同時期と比較して増加している。(グラフ2)



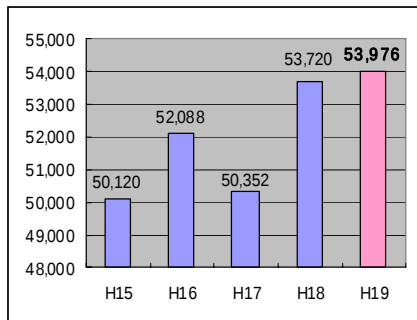
上越地域医療センター病院外観



MRI設置状況



グラフ1: 19年度のMRI利用実績



グラフ2: 過去4年間と19年度の患者数比較

生鮮トマトの大規模栽培(福岡県北九州市)

○ 事業概要

カゴメ株式会社(本社:名古屋市、代表取締役社長:喜岡浩二、以下「カゴメ」)と電源開発株式会社(本社:東京都中央区 代表取締役社長:中垣喜彦、以下「Jパワー」)は、福岡県北九州市若松区響灘(ひびきなだ)地区にあるJパワー所有地において生鮮トマト生産事業を実施するための新会社を設立することに合意し、2004年12月27日、「トマト生産事業の共同実施に関する協定」を締結した。

本事業は、大規模ハイテク温室において、カゴメの栽培指導のもと、カゴメブランド「こくみトマト」、「デリカトマト」などの生鮮トマトを栽培するもので、温室面積は約8.5ha、出荷は06年7月に開始し、年間出荷量は約2500tである。

○ 事業内容

共同事業実施の背景

カゴメは、北九州という物流拠点地内に、広大で平坦な敷地が得られること、Jパワーとの提携により、エネルギーコストなどの面でメリットが期待できること、北九州市が「国際物流特区」として規制緩和に取り組んでいること、将来的には、アジアへの輸出に有利であること——などから、北九州市への進出を決定した。また、Jパワーは、カゴメの生鮮トマト事業の将来性を見込み、社有地を有効活用するとともに、ハイテク温室のエネルギーマネジメントにおいて今後役割を發揮したいと考えている。

会社の概要

名称・所在地 : 響灘菜園株式会社(福岡県北九州市若松区柳崎町)
 資本金(出資比率) : 1億円(カゴメ 66%、Jパワー 34%)
 雇用予定者数 : 約130人(パート含む)
 総事業費 : 約23億円
 温室面積 : 約8.5ha
 年間出荷量 : 約2500t
 年間売上高 : 約9億円

【出典: 電源開発株式会社HP http://www.jpowers.co.jp/news_release/news050112.html】



エネルギー基幹都市構想に基づく地元雇用創出に向けた複合事業(フランス)

○事業概要

ムーズ県とオート＝マルヌ県の県境のビュールに1999年に放射性廃棄物の地層処分に関する地下研究所の建設・操業が決定し、今後、同研究所近郊より地層処分場のサイトが選定される。

地元の雇用創出につながる事業の実施という同地域からの要望に沿って、同地域を将来のエネルギー基幹都市と位置付けた廃棄物発生者によるエネルギー関連事業等を複合的に実施し、地元雇用を創出するとともに、エネルギー基幹都市構想のもとで地域の発展の姿を描く。

○事業内容

廃棄物発生者であるフランス電力株式会社(EDF)、原子力庁(CEA)、AREVA社が以下の事業を実施。これらの地元雇用創出につながる各種地域振興事業の実施をとおして、2015年までに1,000人の地元雇用の創出を目指す。

事業分類	取組主体	取組概要(事業概要)
バイオマス・エネルギーの安定供給に関する事業	CEA	次世代バイオマス燃料生産施設
	EDF	木材ガス化によるコジェネレーションのパイロットプラント
	AREVA社	バイオディーゼル生産施設、バイオマスによるコジェネ発電所
	3者共同	バイオマス利用のための森林開発等研究の実施
省エネに関する事業	EDF	省エネ設備移行等に際しての、融資支援、設備工事に際しての地元企業への発注等
地場産業活性化に関する事業	3者共同	地場産業である鉄工・冶金産業を中心とした、専門能力工場(研修)の設置、地域企業からの製品購入・発注等
地域の開発支援事業や中小企業支援	EDF	EDFの古文書保管施設の設置、スベアパーツ倉庫の設置(設置可能性調査の実施)
	AREVA社	AREVA社の古文書保管施設を設置
	3者共同	企業融資(低利融資、金利補助)

地下データベースセンター(岐阜県飛騨市)

事業概要

サン・マイクロシステムズなどIT企業11社による大規模なデータセンターが、鉾山の採掘跡地を利用して建設され、2010年4月のサービス開始を目指す。

鉾山跡地は、岩盤が強く、周辺地盤が耐震性に優れ、気温が通年で15度前後と安定しているうえ、コンピュータ機器類の冷却に地下水が利用できるなど環境に適した利点がある。

事業経緯

飛騨市が発表した神岡鉾山地下空間への「データセンター」(情報管理)誘致は、同市が目指す地底の首都機能構想「地底危機管理センター」(仮称)建設プロジェクト実現への弾みとなる。約450億円が投入される第1期工事だけでも固定資産税は約8億円ともいわれ、人口減や過疎に悩む市にとっては大きな朗報となった。

神岡鉾山廃坑跡には東京大のニュートリノ研究施設などがあり、同市は2年前、耐震性や堅牢(けんろう)性、隔離性に優れた日本一強固な岩盤に覆われている地底空間を利用する「地底危機管理センター」建設構想を発表した。

(岐阜情報WEB・岐阜県ニュース 2007-11-16 より抜粋)



日経新聞掲載 2007-11-14より

陽子加速器事業の誘致(韓国)

○ 事業概要

中低レベル放射性廃棄物の処分場誘致地域へ陽子加速器事業を一体として誘致し、2005年に慶州(キョンジュ)市が建設地域として選ばれ、現在建設中。

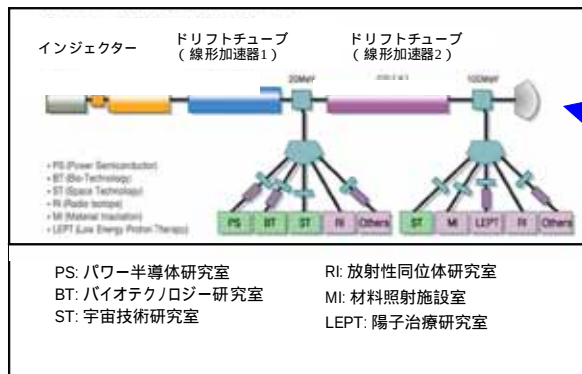
陽子加速器は、国家プロジェクトとして教育科学技術部が事業主体となり、韓国原子力研究所を中心として、生物工学、宇宙、医療などの様々分野での研究を実施し、画期的な成果を出すことを期待されている。

〔建設地:慶州市乾川邑(クォンチョンウプ)花川里(ファチョンリ) -
総事業費:1,286億ウォン(約129億円)(うち、政府支出1,157億ウォン(約116億円))〕

○ 波及効果

社会的な波及効果として、陽子加速器を中心とした科学技術、研究、産業の中核地域を形成し地域発展に寄与することや関連産業などの地域の雇用増加が見込まれている。

また、慶州地域内において、経済波及効果が、年平均で最大約1兆ウォン(約1,000億円)あると試算されている。



出力100MeV の線形陽子加速器(イメージ図)



陽子加速器施設全体図

4.2 調査段階の地域振興プラン

(1) 調査段階の地域振興プランのニーズ

高レベル放射性廃棄物等の処分施設を建設する地点は、文献調査、概要調査、精密調査という3段階の調査を経て、選定される仕組みである。この調査段階で完結する地域振興プランとしては、調査期間を考慮すると、比較的短期間で効果が現れ、地域住民のニーズを満たすことができる即効性の高いものであることが重要である。また、過度の後年度負担を伴わず、生活基盤の整備、医療・福祉サービスの向上など地域住民全体が恩恵を受けるものや、農林水産業など、地域に根ざした産業の育成により、地域の将来の発展につながるものであることが重要である。

(2) 調査段階の地域振興プランのメニュー

上記(1)のニーズを踏まえ、処分事業全体を通じた地域振興プランと同様に、行政サービス・生活基盤関連、医療・福祉関連、産業関連に分類し、以下のとおり地域振興プランのテーマをメニューとして整理した。

【調査段階の地域振興プランのメニュー】

行政サービス・生活基盤関連

- 公共生活基盤・交通整備
 - ・市町村道の補修
 - ・コミュニティバスの購入、運用
- 安全・安心対策
 - ・避難場所、道路、防災連絡設備の整備
 - ・耐震不足の橋梁など公共施設の補強
- 子育て支援
 - ・学校などの備品、図書、スポーツ器具の整備
 - ・スクールバスの購入・運用
 - ・外国人教師を招聘しての教育事業
- 住民参加型イベントの開催
 - ・伝統芸能フェスティバル、美術展覧会の開催
- 人材育成事業
 - ・シンポジウム、先端技術研修会の開催
- 環境維持・保全・向上事業
 - ・地域の森林整備事業、景観整備事業
- 電気料金の実質的割引

医療・福祉関連

- ヘルパー派遣の充実
 - ・要介護者、育児支援等のヘルパー運営
- 公立病院の維持運営
 - ・先端医療技術導入事業
 - ・がんセンター機器更新事業
- 給食宅配サービスの提供
 - ・給食車の管理・運営
- 公共施設のバリアフリー化

産業関連

- 農林水産事業の育成
 - ・魚介類の種苗生産、放流事業
 - ・地域資源を活用した産品開発
 - ・ITを活用した地元産品の販路開拓事業
 - ・バイオ関連設備の整備
- 地場産業の育成
 - ・特産品の開発と販路拡大、観光パンフレット等の作成
 - ・立地企業への補助事業

行政サービス・生活基盤関連では、公共サービスの提供、喫緊の課題である安全・安心対策事業等、医療・福祉関連ではヘルパー派遣や公立病院の維持運営等、産業関連では、地域産業としての農林水産事業の育成等が地域振興プランのテーマとしてあげられる（地域振興プランの具体的事例については、「調査段階の地域振興プラン実例集」編を参照）。

5．相互理解促進活動への展開について

処分事業は、事業が行われる地域の関係住民のみならず、原子力発電の便益を受ける国民全般の理解と協力を得ながら進めていくことが重要である。これまで、国やN U M Oにおいては、処分事業の概要や必要性等を中心に相互理解を促進する活動を行っている。処分事業と地域振興プランに関しても、広く国民全般の理解と協力を得るため、本研究会の成果を踏まえ、パンフレット等の広報素材を作成し、広報活動を展開することが重要である。

広報素材の作成に当たっては、以下の点に留意することが重要である。

- ・我が国のエネルギー事情などの導入的なパートも盛り込む。
- ・処分事業と地域振興はセットであることなど、処分事業に対する理解が深まり、必ず必要な施設であることが理解できるような内容を盛り込む。
- ・地域振興の財源となる電源三法交付金等についての理解を深めるための情報を盛り込む。
- ・国のエネルギー政策上重要な施設である処分場が立地する地域における地域振興として、国の姿勢がメッセージとして伝わるものとする。
- ・国民との相互理解促進を深めるため、平易な表現とする。

6．地域での取組について

(1)関心を有する地域への地域広報

地域広報の一環として、国及びNUMOは、処分の安全性や処分地選定手続き等の基本事項に加え、処分事業と地域振興プランに関し、本研究会の成果を活用して、地方自治体や関係住民との相互理解促進活動への取組を行うことが重要である。

その際、以下の点に留意して地域広報を行うことが重要である。

- ・地域のニーズは多種多様である。地域の特性（地理的条件、人口構成等）を考慮して、地域が主体となって、その地域固有の地域振興プランを検討する際に、国やNUMOが協力する姿勢を示す。また、地域が持続的に発展していくためには、地域振興のメニューを総合的に組み合わせることが重要であり、地域のニーズを踏まえ、総合的なプラン作りに協力する姿勢を示す。
- ・処分事業そのものも、いわば巨大な企業誘致に相当することや、処分場の建設・操業に伴う経済波及効果が大きいことについても積極的に情報発信を行う。
- ・地域振興の支援策の一つとして、電源三法交付金の制度概要、目的等について正確な情報発信を行う。
- ・地域にとって選択肢が豊富にある事例集を用意することが重要であることから、研究会後も引き続き、関連事例を収集し、事例集の充実を図る。

【研究会での委員発言】

- ・関心を有する地域への広報というのは、かなりしっかりと考えて、できるだけ早い時期にその地域に入り、その地域の方たちに参加をいただきながら、コミュニケーション、対話をするような場を設定し、そのためのいろいろな情報に関してはかなり細心の注意を払ってつくっておくことが非常に大事。関心を有する地域に、地域住民の気持ちにちゃんと寄り添っていくような形で入っていけるようにしていくことが大変重要。
- ・処分事業は、それ自体を企業立地と考えると、相当効果があるし、地域振興と結びつけられる。処分実施主体が立地し、さらにその周辺にはものすごい技術の集団が集積すると考えると、総体的に見て、雇用効果等をきちっと発信することが望ましい。

(2)地域が主体的に検討する仕組み

地域振興の主体は、あくまで地域であることから、地域が、処分事業との共生による将来の発展を考えることが重要である。

このため、特定の地域における処分事業への具体的な動きが顕在化した場合には、処分の安全性や処分地選定手続き等の基本事項のみならず、地域振興を検討・実行するため、地方自治体や地域の住民が参加する地域づくり協議会（仮称）のような組織を速やかに設置し、活動を行うことが望まれる。その際、協議会の核となる人材（地域リーダー）の存在が不可欠であるので、例えば地域で活躍しているNPOと連携をとることも考えられる。

また、地域だけで地域振興プランを検討することは困難な場合もある。そのようなときは、外部の専門家による協議会への参加を求め、外部人材の活用を図ることを積極的に考える必要がある。そのための人材のネットワークの構築・活用に向けた取組を行うべきである。

これらの取組を行うに当たっての留意点を以下に示す。

- ・ 外部人材の活用という観点から、大学との連携も視野に入れる。
- ・ 地域振興を検討する際には、国の電源地域振興指導事業やNUMOによる地域共生方策を活用して、各分野における専門家を活用することも一案である。
- ・ 地域の求めがあれば、国、NUMOも、電気事業者の協力を得ながら、パートナーとして参加する体制を整える。

こうして、地域で検討・策定された地域振興プランの実現に向けては、閣議決定された「特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針」において、国は、文献調査段階から、電源三法に基づく交付金等の地域支援措置を講じ、地域の振興に資することが重要であるとされている。地域のニーズは多種多様であり、地域振興は多岐の分野にわたることが考えられることから、政府をあげて地域振興を支援することが求められる。このため、処分事業を受け入れた地域のニーズを踏まえて、地域振興を図って

いく上では、経済産業省だけではなく、他省庁や関係自治体との連携を図ることが重要である。

【研究会での委員発言】

・ 関心を持った地域の住民・自治体にとっては、住民・自治体が「プライド」を持てるようにということ、「安全」への努力に対する「顔の見える」信頼感の醸成、「地域活性化策」の見える化、近隣自治体や都道府県との連携、地域の住民がみずから地域の将来を考えていくんだというような気持ちになっていただくような住民参加型の話し合いの場づくり、が重要。

7．おわりに

高レベル放射性廃棄物等の処分は、安定した深い地層に複数の人工バリアを組み合わせ、放射性物質を閉じこめ、安全性の確保を大前提に行われる事業である。また、処分施設の建設・操業に伴う経済波及効果や国の交付金、NUMOの地域共生方策等、地域に大きなメリットをもたらす事業である。

研究会では、現実の地域振興の実例を参考に、地域がニーズを踏まえて主体的に地域振興プランを検討できるように、幅広く地域振興プランのメニューを提示した。国のエネルギー政策上重要な課題である処分事業を受け入れた地域が、処分事業とともに共生し、互いに良い影響を及ぼし合って、発展することは、地域にとっても、また、国民全般にとっても重要なことである。

今般提示する地域振興に関する考え方が正しく理解され、全国各地での検討の進展に貢献し、処分事業が着実に進展することを期待する。

地域振興構想研究会

委員名簿

平成 20 年 9 月現在

座長	とちやま 朽山	おさむ 修	財団法人原子力安全研究協会処分システム安全研究所長
委員	いりさわ 入澤	ひろし 博	財団法人エンジニアリング振興協会常務理事
	かさい 葛西	よりこ 賀子	フリージャーナリスト・キャスター
	さいかわ 西川	まさずみ 正純	前新潟県柏崎市長
	さきた 崎田	ゆうこ 裕子	ジャーナリスト・環境カウンセラー
	ほその 細野	すけひろ 助博	中央大学大学院公共政策研究科委員長

以上 6 名（五十音順、敬称略）

地域振興構想研究会 審議経過

第 1 回 平成 20 年 5 月 29 日

地域振興構想研究会の設置について

高レベル放射性廃棄物等の処分事業について

地域振興プランについて

その他

第 2 回 平成 20 年 7 月 3 日

地域振興に関する委員からのプレゼンテーション

地域振興プランについて

その他

第 3 回 平成 20 年 9 月 8 日

地域振興プランについて

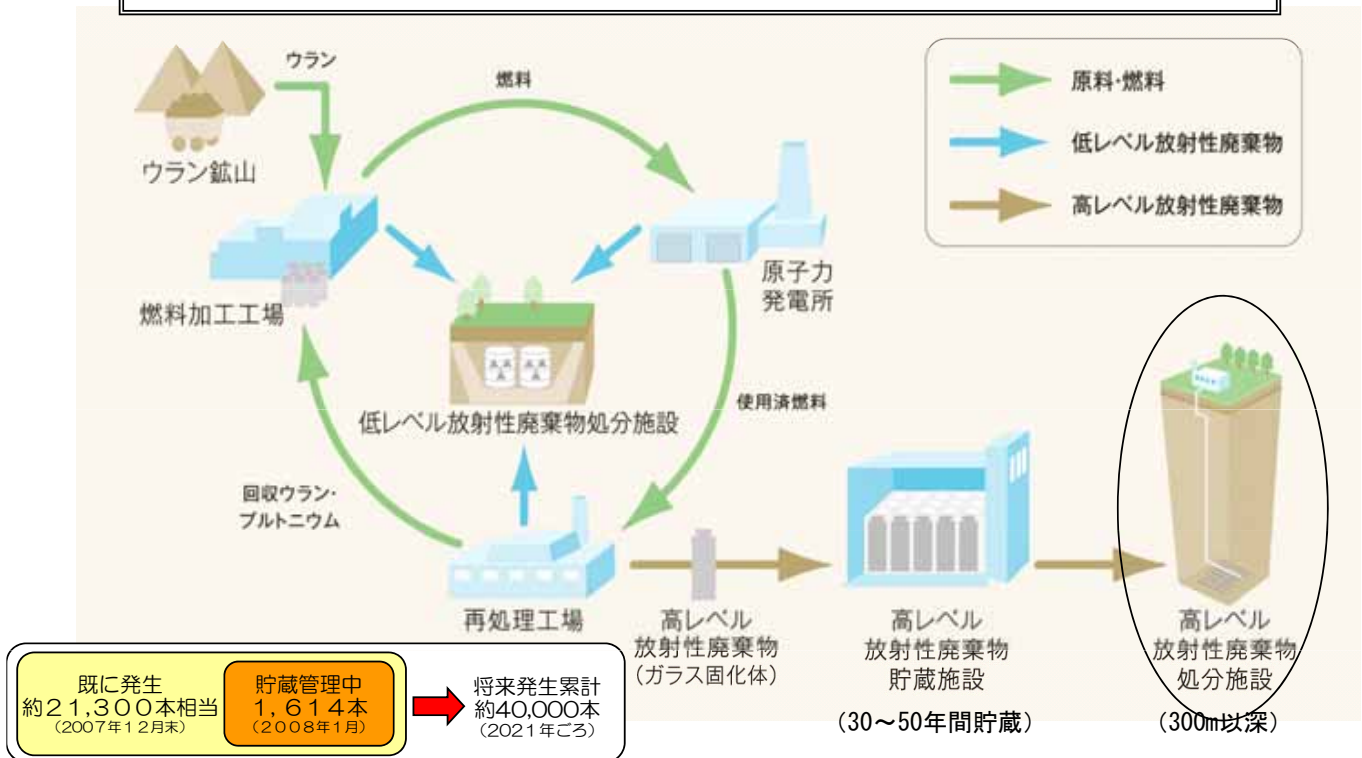
その他

参考資料一覧

- 資料 1 我が国の核燃料サイクル
- 資料 2 高レベル放射性廃棄物処分概要（イメージ）
- 資料 3 高レベル放射性廃棄物と低レベル放射性廃棄物（TRU廃棄物）を同一サイトへ処分する場合の処分場イメージ
- 資料 4 地層処分 - 安定な地質環境の選定
- 資料 5 特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律の概要
- 資料 6 処分地選定プロセス及び処分事業スケジュールの概要
- 資料 7 処分事業の進展と地域振興
- 資料 8 電源立地地域対策交付金交付事業について

我が国の核燃料サイクル

- 我が国の基本方針は核燃料サイクルの推進。
 (再処理により使用済燃料から資源を回収・再利用し、放射性廃棄物を減量する方針)



高レベル放射性廃棄物処分概要(イメージ)

- 地下深くの安定した地層(天然バリア)に、複数の人工障壁(人工バリア)を組み合わせることにより、放射性物質を閉じ込め、人間の生活環境への影響を十分小さくする。

多重バリアシステム

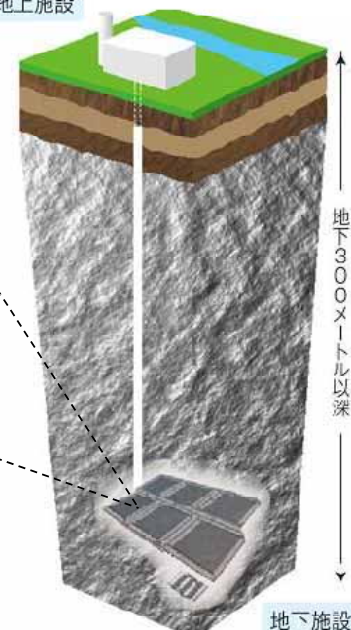
人工バリア

天然バリア

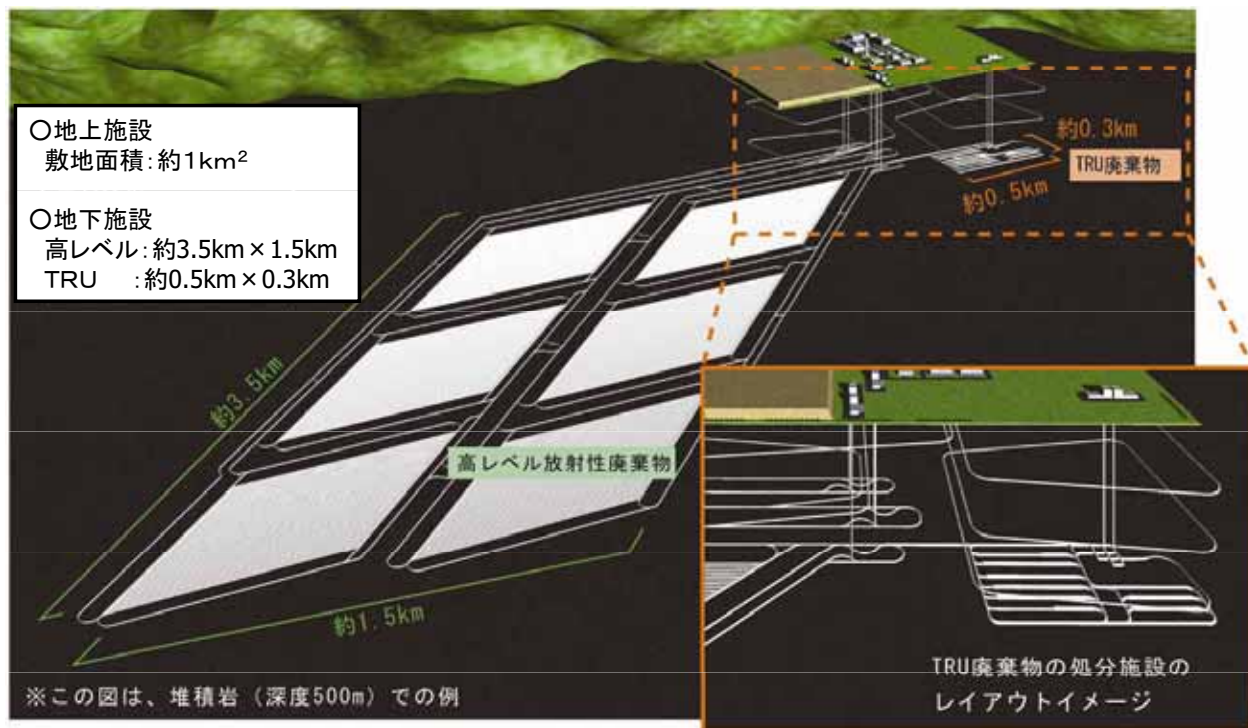


高レベル放射性廃棄物処分施設

地上施設

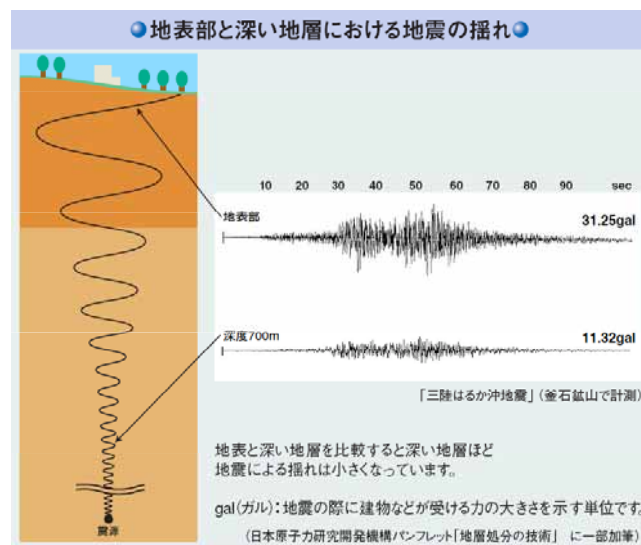
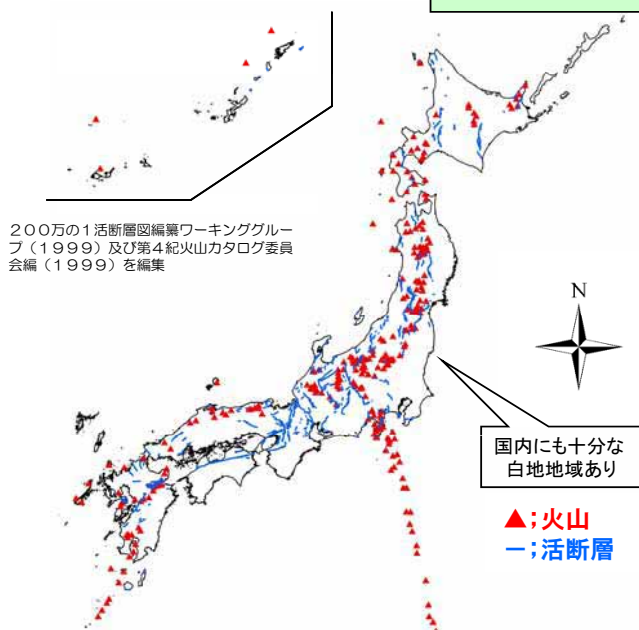


高レベル放射性廃棄物と低レベル放射性廃棄物(TRU廃棄物)を同一サイトへ処分する場合の処分場イメージ



地層処分—安定な地質環境の選定

火山や活断層を避ける



●第四紀火山/活断層の分布

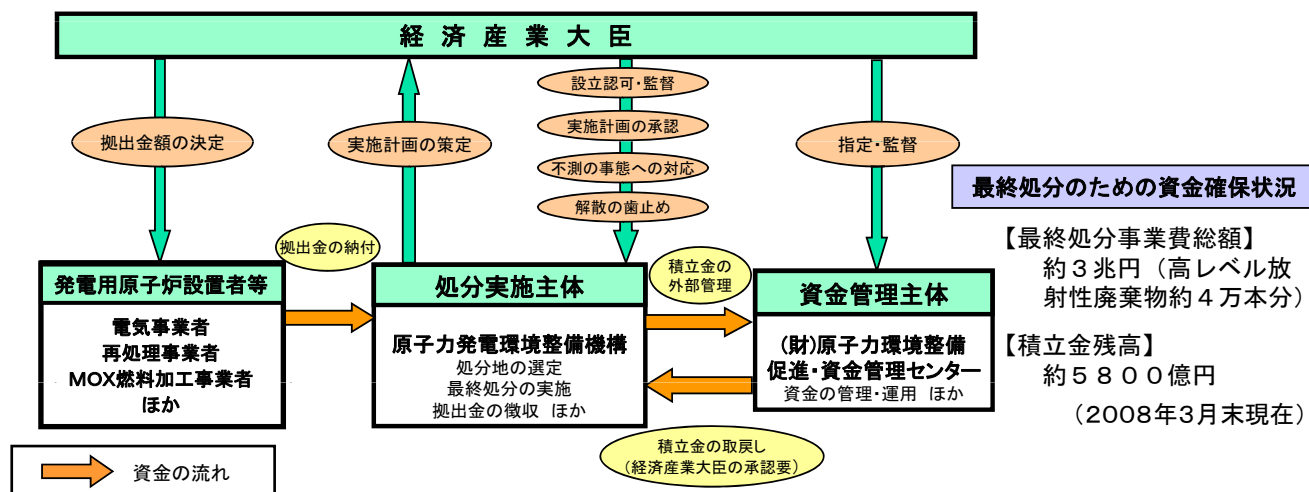
- ・火山の活動地域は限定されている。
- ・断層活動は既存の活断層帯で繰り返し生じている。
- ・地下施設では、地震によるゆれは小さい。

特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律の概要

1. 主な経緯

- 2000年 5月 「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」（最終処分法）が成立
- 2000年10月 処分実施主体として「原子力発電環境整備機構（NUMO）」の設立認可
- 2002年12月 最初の調査段階である文献調査について、NUMOは全国の市町村を対象に公募開始
- 2007年 6月 最終処分法が改正され、地層処分相当のTRU廃棄物等が対象に追加

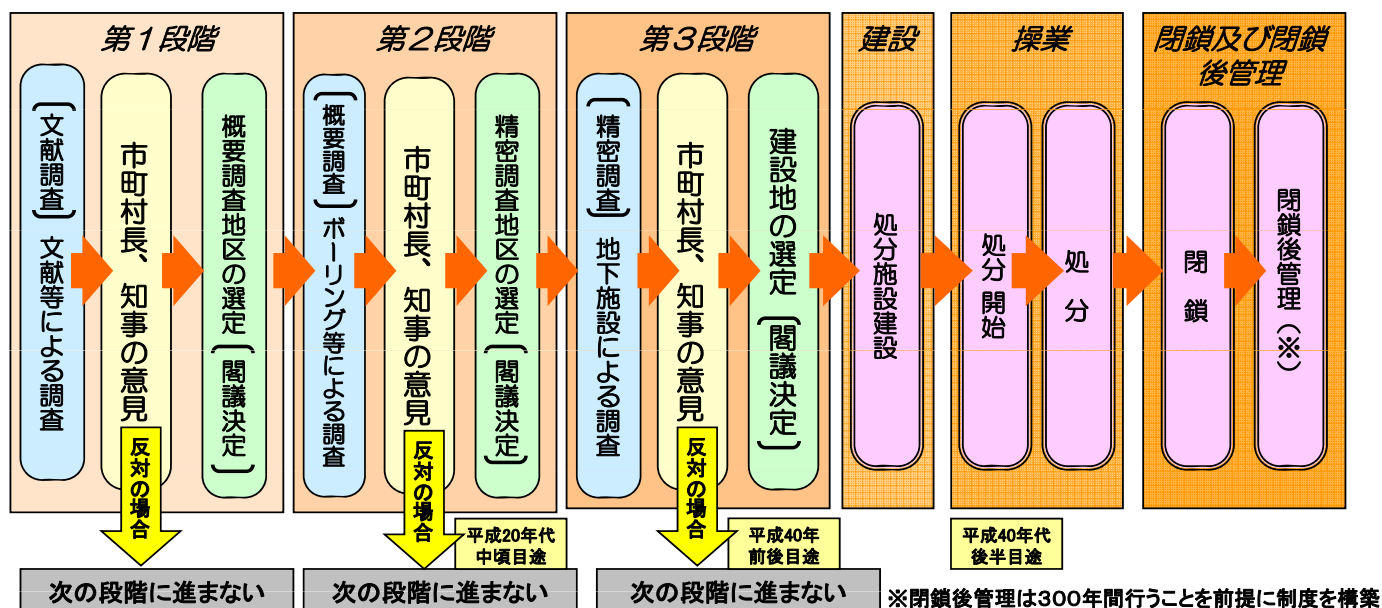
2. 基本的なスキーム



処分地選定プロセス及び処分事業スケジュールの概要

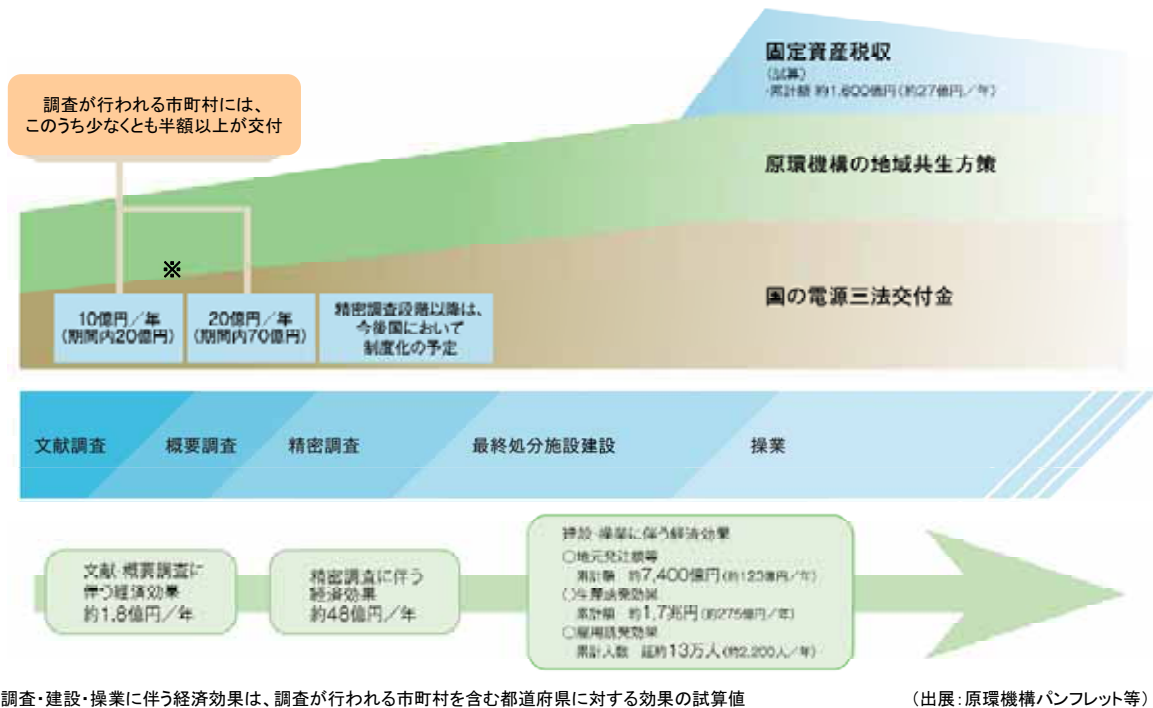
○処分地の選定は、3段階のプロセスを経て行われる。

○概要調査地区、精密調査地区及び最終処分施設建設地の選定にあたっては、知事及び市町村長の意見を聴き、反対の場合には、意見に反して進めないこととしている。



※※スケジュールは、最終処分計画（2008年3月改定）において閣議決定

処分事業の進展と地域振興



※平成19年度から、文献調査の交付金を単年度当たり、2.1億円から10億円(期間内20億円)に拡充

※※その他、地域振興や産業振興の支援等に資する補助金や都道府県向けの原子力発電施設等立地地域特別交付金等の支援措置を整備。

電源立地地域対策交付金交付事業について

効果的な電源地域の振興を図るため、交付限度額の範囲内で、公共用施設の整備や住民福祉の向上に資するハード・ソフトの幅広い事業を実施することが可能。

公共用施設整備事業

道路、水道、スポーツ施設、教育文化施設などの公共用施設の整備、維持補修、維持運営のための事業



福祉対策事業

医療施設、社会福祉施設などの整備・運営、ホームヘルパー事業など地域住民の福祉の向上を図るための事業にかかわる補助金交付事業及び出資金出資事業



理解促進事業

先進地の見学会、研修会、講演会、検討会、ポスター・チラシ・パンフレットの制作等発電用施設などの理解促進事業



企業導入・産業活性化事業

工業団地の造成など商工業の企業導入の促進事業、公設試など地域の産業関連技術の振興などに寄与する施設の整備・維持運営事業



地域活性化事業

地域の観光情報の発信事業、商人塾など地域の人材育成事業、地場産業支援事業等の地域活性化事業



給付金交付事業

一般家庭、工場などに対し、電気料金の実質的な割引措置を行うための給付金助成措置



温排水関連事業

魚介類の養殖、漁業研修、試験研究、温排水有効利用事業導入基礎調査等の広域的な水産振興のための事業

